

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会

日時 : 2006 年 11 月 27 日 (月) ~ 12 月 1 日 (金)

場所 : 千葉 (日本)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	バイオテクノロジー応用食品に関する国際政府間機関の作業の概説
4.	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付 属文書 (枠組み文書) 原案 : 栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食 品の安全性評価 (ステップ 4)
6.	主食作物の比較成分分析に関する討議資料
7.	バイオテクノロジー応用食品の流通後のサーベイランスに関する討議資 料
8.	遺伝子治療又は遺伝子組換えワクチン接種を施された動物由来食品の安 全性評価に関する討議資料
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT）の 主な検討議題

1. 開催日及び開催場所

日時：2006 年 11 月 27 日（月）～12 月 1 日（金）

場所：千葉（日本）

○ 主要議題の検討内容

議題 4 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原 案（ステップ 4）

前回本部会において、組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関して、既存の組換え DNA 植物の安全性評価の実施に関するガイドラインを模範とし、動物を対象としたガイドラインを策定することで合意され、本年 7 月のコーデックス総会において新規作業として承認されたものである。今次会合では、本年 2 月及び 5 月に我が国とオーストラリアを座長として開催された作業部会において取りまとめられた原案に基づき議論されることとなっている。

組換え DNA 動物由来食品の安全性評価については、本ガイドライン原案のパラグラフ 7 に示されたように、組換え DNA 構成体とその発現産物の性質、組換え DNA 動物の健康状態及び組換え DNA 動物から作られた（主要栄養素を含む）食品の組成、という 3 点を考慮に入れたアプローチが必要であることを基本方針とし、本ガイドライン原案が組換え DNA 動物由来食品全般の安全性評価に適用できるガイドラインとなるよう対応したい。

議題 5 組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付 属文書（枠組み文書）原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来 食品の安全性評価（ステップ 4）

本議題は、2003 年に採択された「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」の付属文書として、「栄養又は健康に資する」組換え DNA 植物由来食品の安全性評価ガイドライン原案を検討するものである。本会合では、カナダを座長とする電子作業部会において作成された枠組み文書に基づき議論されることとなっている。

我が国の遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準の検討事項に沿っ

たものとなるよう対応したい。

議題 6 主食作物の比較成分分析に関する討議資料

前回会合において、標記作業の提案を行ったインドに対して討議文書の提出が求められていたもの。主要作物の栄養成分、非栄養成分、アレルギー成分、毒性物質の情報について、データ収集を行うこと等が提案されている。

今回、インドから提案された内容については、既に、経済開発協力機構(OECD)で同様の検討が進められており、一部の食品(ジャガイモ等)についてはその検討結果が既に公表されている。このため、作業の重複を避ける観点から、本作業についてはOECDにおける検討を進めるべきとの立場で対処したい。

議題 8 遺伝子治療又は遺伝子組換えワクチン接種を施された動物由来食品の安全性評価に関する討議資料

前回会合において、標記作業の提案を行ったケニアに対して討議文書の提出が求められていたもの。

本特別部会の委託事項の範囲は、遺伝子組換え技術によって生産された食品が対象であり、遺伝子組換えがなされていない動物もしくはDNA組換えワクチンが投与された動物から作られる食品を含むものではないことから、今期の本特別部会(第5～8回)において本件を議論することは困難であるとの立場で対処したい。今後、DNA組換えワクチンを投与した動物から作られる食品の安全性について検討される場合は、家畜衛生の観点から議論を進めている国際獣疫事務局(OIE)等の国際機関と連携を図りつつ、作業の重複を避けて検討されることが望ましいと考える。

○その他議題

各国の承認状況の違いに起因する、微量に存在する食品中の組換えDNA植物の食品安全性評価に関する討議資料

本件については、前回会合で米国より新規作業の提案がなされたが、合意が得られず、今回、再度米国より討議資料とともに本会合の議題とすることが要

望されているもの。2 国間における安全性審査状況の違いにより、輸出国で安全性審査に基づき承認済みであるが、輸入国においては未承認である遺伝子組換え植物が混入した場合の、輸入国における簡易な安全性確認のガイドラインの検討等が提案されている。

我が国においては、食品安全委員会がフルデータに基づいて実施した安全性評価の結果に基づき、管理措置を執ることとされており、本件については慎重な議論が必要であるが、当該ガイドラインの対象範囲、ガイドラインの効力、ガイドラインの採用に関する各国の裁量度といった点に留意しながら対応したいと考えている。